

文化庁京都移転にあたっての庁内体制等について（案）

令和5年3月8日
文化庁移転協議会

1. 移転に向けた準備状況

文化庁の京都移転については、平成28年3月の「政府関係機関移転基本方針」（まち・ひと・しごと創生本部決定）において政府の方針として決定された後、文化庁移転協議会において、具体的な移転の時期や場所、体制等について確認しながら準備を進めてきたところである。

このうち、移転の時期については、2018（平成30）年から設計・建設が進められた庁舎整備の工期延伸の影響を受けたものの、令和4年度中の本格移転へ向けて準備を進めた結果、京都の新庁舎において、2023（令和5）年3月27日から文化庁長官をはじめとする一部職員が、残る職員が大型連休明けの5月15日から、それぞれ業務を開始することとなった。

現在、昨年12月28日に庁舎が竣工し、本年1月4日から、文化庁において庁内ネットワークの構築や机・棚その他機材等の搬入・設置といった執務環境の整備を進めており、前述の予定どおり業務開始ができる状況が整いつつある。

2. 移転決定後の文化行政や社会状況等の変化

平成28年の政府決定以降、「文化芸術立国」の実現に向けて、文化庁において様々な施策に取り組むとともに、その推進にあたって配慮しなければならない社会状況等の変化も新たに生じている。

例えば、平成30年の文化財保護法改正では、地域における文化財の計画的な保存・活用の推進を図るとともに、令和3年にも同法を改正し、無形文化財の登録制度を創設したところである。また、2019（平成31・令和元）年には、フランスのノートルダム大聖堂や首里城が火災により大規模な被害を受けたことから、これを機に政府をあげて、文化財を火災等から守るための対策の強化が図られている。そして、令和3年12月には、我が国の貴重な文化財を後世に確実に継承していくための5か年計画、いわゆる「文化財の匠プロジェクト」を策定し、文化財の持続可能な保存・継承体制の構築に取り組んでいるところである。

さらに、2025年国際博覧会の開催がいよいよ迫ってきている。平成30年に開催国が日

本に決定され、その後、令和2年の閣議決定に基づき、大阪・関西万博を契機とした多様な文化、価値観の重なる創出に取り組むことや、大阪・関西万博の成功に向けて政府と大阪府・大阪市、関西広域連合を中心とした地方公共団体、経済界等が一体となって取り組むこととされている。文化庁としても、内閣総理大臣を議長とし関係府省庁で進める「日本博2.0」を実施し、我が国の文化芸術や日本の美と心を国内外へ発信するとともに、食文化をはじめとする生活文化や文化観光などの振興を強く進めていくことが求められている。

一方、令和4年夏以降、旧統一教会を巡る課題が社会的に大きく取り上げられ、国会における審議が行われるなど、文化庁として関係府省庁とともに喫緊に取り組まなければならない問題も新たに生じており、その解決に向けて迅速かつ的確に対応することが求められている。

3. 移転に向けた更なる対応

これまでの政府や文化庁移転協議会での決定内容に基づき、予定どおり対象となっている組織を移転し、この春をもって文化庁の京都移転を完了させる。なお、これに加えて上記2.の最近の状況等を踏まえ、当面する課題に支障なく対応できるよう、その移転完了後、下記の対応を講じることとする。

(1) 文化庁の更なる機能強化等について

京都移転を契機として、文化庁長官のリーダーシップの下、庁全体の政策企画・調整機能を更に強化するために長官の補佐体制を整えるとともに、多くの関係課が関わる「食文化」及び「文化観光」行政については、その企画立案機能を強化するため、従前の「地域文化創生本部」を発展的に見直し、長官をトップとした関係課長・参事官からなる「食文化推進本部（仮称）」及び「文化観光推進本部（仮称）」を京都に設置する。

なお、こうした機能強化にあわせて、これまでの参事官の担当名称を整理し変更することとする。

(2) 宗務課等に関する経過措置について

宗務課等は京都移転の対象とされてきたところであるが、現在、旧統一教会を巡る課題への対応等に取り組んでいる職員については、当該課題に支障なく対応できるよう、業務に一定の区切りがつくまでの間、東京で勤務を行うこととする。